



経理の窓7月号

平成24年7月1日号

暑中お見舞い申し上げます。

今月の税務

法人税 : 5月決算法人の確定申告と納付
個人 : 所得税(第1期分)の納付
地方 : 固定資産税と都市計画税の第2期分の納付

「社会保障と税の一体改革」

「社会保障と税の一体改革関連法案」が6月26日に衆議院で可決されました。今後、参議院での採決を経て、本法案は成立するものとみられています。

《税制改正》

○消費税について可決された内容

- ・消費税(国税分)は、「社会保障目的税」とすることが明記された。
- ・消費税率の引き上げ
平成26年(2014年)4月1日～ 8%に引き上げる。
平成27年(2015年)10月1日～ 10%に引き上げる。
- ・「簡易な給付」の実施
8%への引き上げの時期から、一定の所得以下の世帯に一律に現金を給付する「簡易な給付」をすることが盛り込まれている。
- ・免税事業者制度の改正
基準期間のない資本金1,000万円未満の新設法人のうち、特定要件を満たしている法人については、免税事業者にならない。(特定要件: 基準期間の課税売上高が5億円超の法人に発行済み株式の50%超を直接または間接に保有されている等)

《社会保障関係》

○可決された内容

- ・「国民会議」の設置
- ・低所得の高齢者、障害者等への福祉的な給付金の導入(平成27年(2015年)10月～)
保険料を納めた期間に応じて、最大月5,000円を支給
- ・年金受給資格期間の短縮
年金の受給資格期間を現行の25年から10年に短縮する。
- ・短時間労働者の社会保険の適用拡大
短時間労働者の厚生年金と健康保険の加入要件を拡大する。(平成28年(2016年)10月～)
- ・被用者年金制度一元化 ・認定こども園を拡充し、保育サービスを充実

平成25年度以降の税制改正で検討されることとなった内容（未確定）

○所得税関係

所得税から最高税率を45%に引き上げ

○資産税関係（相続税や贈与税の改正）

- ・基礎控除額の減額 ⇨ 現行 5,000万円+1,000万円×法定相続人の数
改正予定 3,000万円+600万円×法定相続人の数
※基礎控除額が60%にダウン
- ・相続税率のアップ ⇨ 最高税率の改正（贈与税は軽減の方向）
- ・非課税枠の減少 ⇨ 死亡保険金に対する非課税制度の縮小
現行 死亡保険金の総額に対し、
500万円×法定相続人の数まで非課税
改正予定
①未成年者②障害者③被相続人の生計一親族に限定
500万円×①～③に限定した法定相続人の数まで非課税
- ・課税方式の変更 ⇨ 法定相続分課税方式から遺産取得課税方式へ

上記は改正予定ですが、確定すれば、相続税法大改正により相続税の納税義務者が4万人から8万人に倍増するという影響も……。

生命保険の死亡保険金は、非課税枠が減少したとしても、納税資金確保にも有効です。

《国外財産調書制度の創設》（平成24年度の税制改正）

個人がその年12月31日において合計5,000万円超の国外財産を有する場合は、国外財産調書を翌年3月15日までに税務署長に提出しなければなりません。

所得税又は相続税について申告漏れがあった場合、国外財産調書を提出した場合は、通常の過少申告加算税又は無申告加算税が5%軽減されますし、提出しない場合は、5%重課されます。

